

尾張旭市監査公表第2号

令和元年12月26日付け尾張旭市監査公表第30号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

令和2年1月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

都市整備部土木管理課

監査の指摘事項	措置状況
<p>石原川改修工事について、労働条件報告に係る事務手続が行われていない。尾張旭市公契約条例に係る労働条件の確保についての報告等に関する事務取扱要領によれば、予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約受注者に対し、労働条件報告書（第1号様式）を作成させ、契約締結後速やかに提出させるものとされている。</p>	<p>指摘のありました事項について、請負契約受注者より、労働条件報告書（第1号様式）の提出を受けました。</p> <p>今後は、提出漏れがないよう確認の上、適切な指導を行います。</p>